

3 1 0 4 米の輸入について

米を輸入する場合は、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律、関税法等の規定に基づき、所定の輸入納付金及び関税を納めることが義務付けられています。ただし、一定の要件を満たすものについては、輸入数量の届出を行うこと等により、輸入納付金及び関税の免除の適用を受けることができます。

政府以外の者が輸入する場合の税関手続きについては、以下のとおりです。

1. 個人用（輸入される方自身が消費するもの）の場合（1人年間100kgの範囲内に限る。）

輸入数量を地方農政局等（北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局をいう。以下同じ。）又は植物防疫所へ届け出て確認を受け、米穀の輸入に関する届出書（3枚綴りのうち税関提出用）を税関に提出します。

* 関税定率法第14条第7号、第8号又は第18号の規定が適用される場合に限り、関税及び消費税が免除されます（主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令第7条、関税定率法施行令第13条の6等）。

2. 上記1に掲げる場合以外の場合（関税定率法第14条、第15条第1項、第16条第1項又は第19条の2第1項の規定により関税が免除される米穀を除く。）

地方農政局等に「米穀等輸入納付金納付申出書」を提出し、納付金を納付した上で、その領収証書及び「米穀等輸入納付金納付申出書」を添えて、税関に輸入申告します。

（注1）米を輸入する際には、別途植物検疫を受ける必要があります。

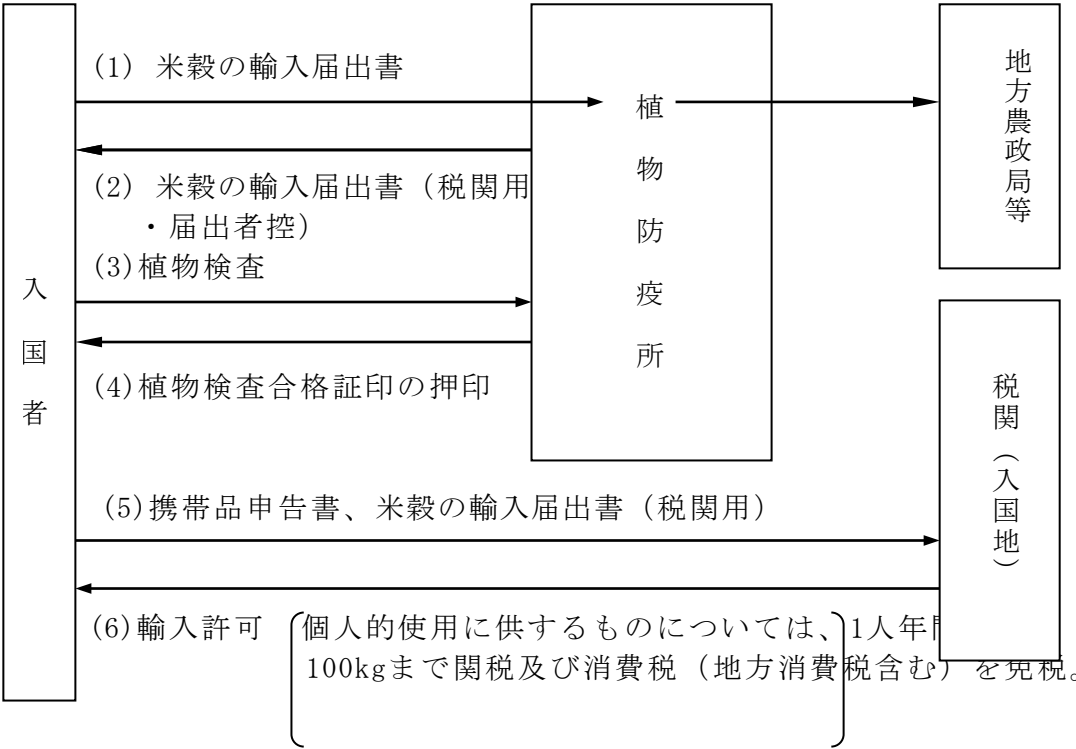
（注2）納付金の納付方法及び米穀の輸入届出の手続については、最寄りの地方農政局等へお問い合わせください。

（注3）「1人年間100kg」は、携帯品・別送品、郵便物、その他（国際宅配便）の合計数量です。

（参考）米麦等を輸入される方へ（農林水産省）

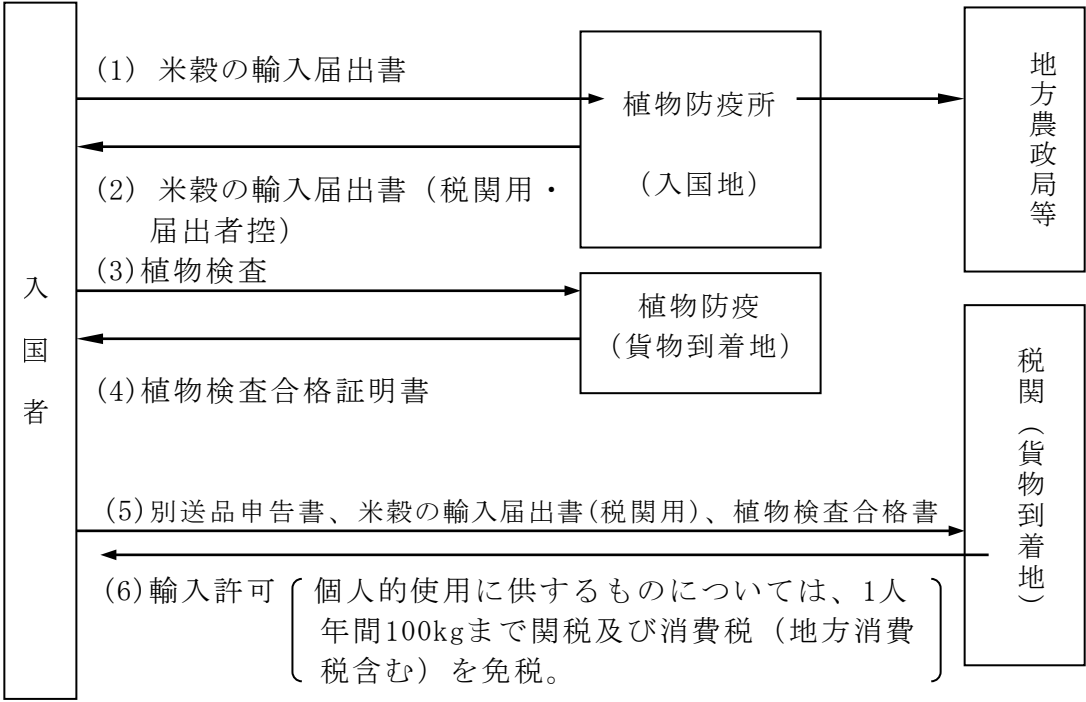
https://www.maff.go.jp/j/seisaku_tokatu/boeki/kome_yunyuuu.html

携帯品の場合



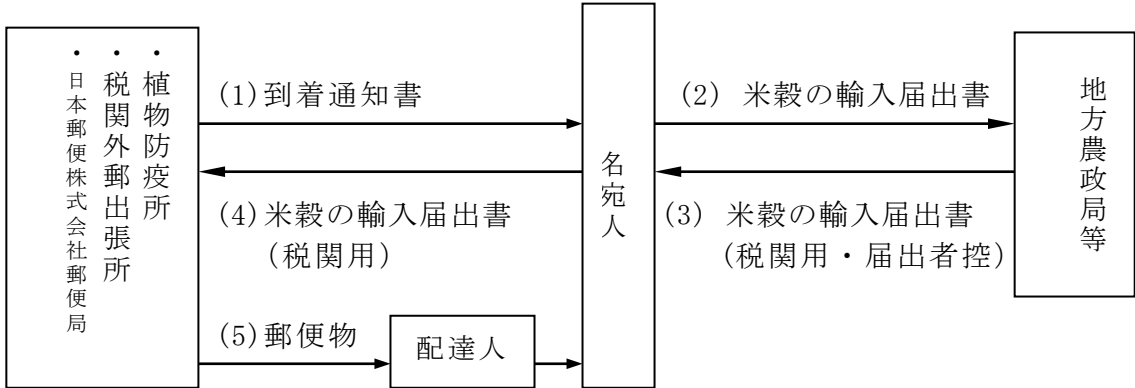
- 注) 1. 免税が適用されない場合については、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律 (食糧法) の規定に基づき地方農政局等において納付金 (292円/kg) を納付した後、関税 (49円/kg) 及び消費税 (8%) の納付が必要。
2. 「1人年間100kg」は、携帯品・別送品、郵便物、その他 (国際宅配便) の合計数量。
3. 米穀の輸入届出書は、地方農政局等提出用、税関用、届出者控の3枚綴り。

別送品の場合



- 注) 1. 別送品申告書は入国時に税関の確認を受けたもの。
 2. 免税が適用されない場合については、食糧法の規定に基づき地方農政局等において納付金(292円/kg)を納付した後、関税(49円/kg)及び消費税(8%)の納付が必要。
 3. 「1人年間100kg」は、携帯品・別送品、郵便物、その他(国際宅配便)の合計数量。
 4. 米穀の輸入届出書は、地方農政局等提出用、税関用、届出者控の3枚綴り。

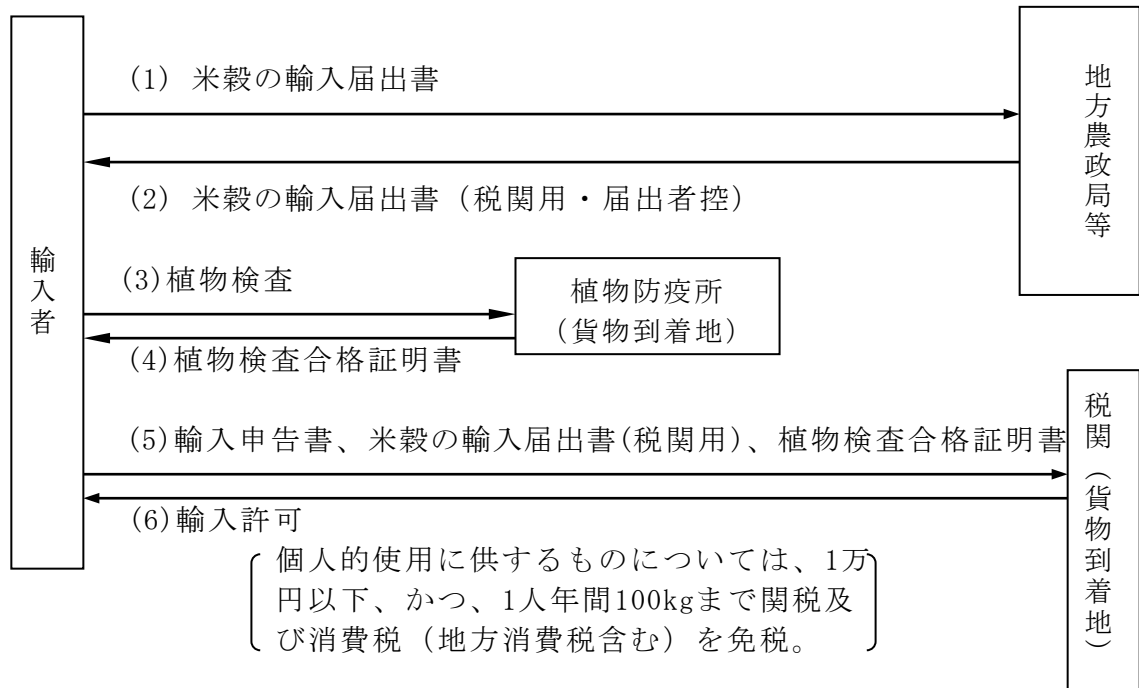
郵便物の場合



個人的使用に供するものについては、1万円以下、かつ、1人年間100kgまで関税及び消費税（地方消費税含む）を免税。

- 注) 1. 免税が適用されない場合については、食糧法の規定に基づき地方農政局等において納付金（292円/kg）を納付した後、関税（49円/kg）及び消費税（8%）の納付が必要。
2. 「1人年間100kg」は、携帯品・別送品、郵便物、その他（国際宅配便）の合計数量。
3. 米穀の輸入届出書は、地方農政局等提出用、税関用、届出者控の3枚綴り。

国際宅配便の場合



- 注) 1. 免税が適用されない場合については、食糧法の規定に基づき地方農政局等において納付金 (292円/kg) を納付した後、関税 (49円/kg) 及び消費税 (8%) の納付が必要。
2. 「1人年間100kg」は、携帯品・別送品、郵便物、その他 (国際宅配便) の合計数量。
3. 米穀の輸入届出書は、地方農政局等提出用、税関用、届出者控の3枚綴り。